

2 調査の概要

令和4年6月7日、国会法第102条の14等⁸の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りを受領し、10月27日、高市国務大臣から当該国会報告について説明を聴取した。

高市国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

(1) 特定秘密保護制度全般

令和4年10月27日、高市国務大臣から国会報告⁹について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

ア 国会報告の概要

（報告の趣旨）

毎年、特定秘密の指定等の状況を政府が取りまとめ、それに有識者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

（対象期間）

令和3年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

（特定秘密保護制度における書面・押印等の見直し）

特定秘密保護制度について、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続について見直しを行い、特定秘密保護法施行令の一部改正、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更等を行った。

（特定秘密保護法における行政機関）

28機関（令和3年末時点）である。

（特定秘密の指定権限を有する行政機関）

20機関（令和3年末時点）である。

⁸ 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準V5(3)

⁹ 巻末 参考資料Ⅲ参照

(特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間中、8の行政機関において49件の特定秘密が指定され（後掲《表2-1》参照）、1の行政機関において1件の特定秘密の指定の有効期間が満了し、9の行政機関において42件の特定秘密の指定の有効期間が延長された。また、1の行政機関において2件の特定秘密の指定が解除された。

対象期間中、政府全体で27,602件の適性評価が実施された。なお、評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で3件であった。

対象期間末時点において、12の行政機関で659件の特定秘密が指定されている（後掲《表2-2》参照）。また、特定秘密が記録された行政文書の保有状況については、政府全体で574,178件である。

対象期間末時点において、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で134,297人である。

(独立公文書管理監への対応)

独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、3件の是正の求めがあり、当該省庁において必要な措置が講じられた。

(情報監視審査会への対応)

衆議院情報監視審査会では、特定秘密の指定等の実施の状況に関する調査や審査会からの御意見、御指摘につき、関係行政機関が説明、報告を行った。

令和4年6月7日に衆議院議長に提出された衆議院情報監視審査会令和3年年次報告書には、政府に対する意見が記載されている。政府としては、これらの御意見を重く受け止め、必要な措置を講じ、対応について検討を行っている。政府の対応状況の詳細については、別途の機会に政府参考人から説明させることとする。

(独立公文書管理監からの意見)

独立公文書管理監から、特定秘密を取り扱う者に対し、実効的な研修を実施し、特定秘密保護法等の内容の十分な理解や特定秘密の保護措置の確な実施といった取扱者の責務について再認識させるなどにより、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

(有識者からの意見)

有識者から、第11回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。特定秘密保護法の運用等についても意見があった。

《表 2-1》 令和 3 年 12 月 31 日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は令和 3 年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
国家安全保障会議	○国家安全保障会議の議論の結論に関する情報	8	(1)
	計	8	(1)
内閣官房	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報	2	(1)
	②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報	1	(0)
	③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報	1	(0)
	④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報	4	(0)
	⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	8	(1)
	⑥領域保全の措置及び方針に関する情報	2	(0)
	⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	8	(1)
	⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	20	(1)
	⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報	11	(0)
	⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報	16	(2)
	⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報	28	(2)
	⑫国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報	1	(0)
	計	102	(8)
警察庁	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報	4	(0)
	②外国の政府等との情報協力業務に関する情報	8	(1)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
	③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	④警察の人的情報源等となった者に関する情報	4	(1)
	⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報	1	(0)
	⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	2	(0)
	⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報	15	(2)
	計	45	(4)
総務省	○在日米軍が使用する周波数に関する情報	11	(0)
	計	11	(0)
法務省	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1	(0)
	計	1	(0)
出入国在留管理庁	○領域保全の措置及び方針に関する情報	1	(0)
	計	1	(0)
公安調査庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報	1	(0)
	②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	5	(0)
	③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報	4	(1)
	④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	8	(1)
	⑤人的情報収集に関する情報	4	(1)
	⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報	8	(1)
	計	30	(4)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
外務省	①拉致問題に関する情報	1	(0)
	②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報	1	(0)
	③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報	1	(0)
	④東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報	1	(0)
	⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報	1	(0)
	⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	4	(0)
	⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報	1	(0)
	⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報	1	(0)
	⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報	8	(1)
	⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	4	(0)
	⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報	1	(0)
	⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報	4	(0)
	⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報	1	(0)
	⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報	1	(0)
	計	41	(1)
経済産業省	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	4	(0)
		計	4 (0)
海上保安庁	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報	2	(0)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
	②外国の政府との情報協力業務に関する情報	8	(1)
	③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報	1	(0)
	④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	11	(0)
	計	22	(1)
防衛省 ※	①防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報	1	(0)
	②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報	1	(0)
	③自衛隊の運用計画等に関する情報	23	(8)
	④自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関する情報	1	(0)
	⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報	1	(0)
	⑥自ら収集した電波情報等の情報	55	(7)
	⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報	36	(7)
	⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報	1	(0)
	⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報	7	(1)
	⑩外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報	7	(1)
	⑪防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報	15	(2)
	⑫防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報	3	(0)
	⑬防衛力の整備に関する見積り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報	1	(0)
	⑭防衛の用に供する暗号に関する情報	11	(2)
	⑮武器等の仕様、性能等に関する情報	1	(1)

行政機関名	特定秘密として指定した情報	指定件数	
			うち 新規
	⑯外国の政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報	1	(0)
	※以下の項目は、旧防衛秘密から特定秘密として指定されたものとみなされたもの		
	⑰自衛隊の運用計画等に関する情報	39	(0)
	⑱電波情報、画像情報等に関する情報	31	(0)
	⑲防衛力の整備計画等に関する情報	10	(0)
	⑳防衛の用に供する通信網の構成に関する情報	1	(0)
	㉑防衛の用に供する暗号に関する情報	72	(0)
	㉒武器等の仕様、性能等に関する情報	57	(0)
	計	375	(29)
防衛装備庁	①豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報	1	(0)
	②防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報	2	(0)
	③自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報	12	(0)
	④英国との間の共同研究等において提供された情報	4	(1)
	計	19	(1)
合計		659	(49)

※特定秘密保護法附則第5条において、特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）についても、指定件数として計上されている。なお、防衛省の「指定件数」375件のうち、この経過措置が適用されたものは、対象期間末時点で210件であった。

《表 2-2》 特定秘密の指定状況と該当分野（令和 3 年 12 月 31 日時点）

行政機関名	指定件数	別表の分野			
		第 1 号 (防衛関連)	第 2 号 (外交関連)	第 3 号 (特定有害活動防止関連)	第 4 号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	8		8		
内閣官房	102		101		1
警察庁	45			28	17
総務省	11		11		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	30		6	16	8
外務省	41		39		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	22		22		
防衛省	375	375			
防衛装備庁	19	19			
合計	659	394	193	44	28

(国会報告（令和 4 年 6 月閣議決定）より抜粋)

〈参考〉 特定秘密の指定に係る別表該当性

別表

第 1 号（防衛に関する事項）

※（旧）自衛隊法別表第 4 に相当

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途

第 2 号（外交に関する事項）

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

第 3 号（特定有害活動の防止に関する事項）

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

第 4 号（テロリズムの防止に関する事項）

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

(内閣官房資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

イ 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑

(7) 国会報告等に関する説明聴取

令和4年11月15日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

同日の調査では、情報保全諮問会議における有識者意見を踏まえ、内閣官房のウェブサイト上に、全ての行政機関の特定秘密保護規程を掲載した旨の説明があった。

別件として、令和4年5月に、当時の小林鷹之国務大臣により、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省に対するヒアリングを、制度担当大臣として初めて実施した旨の説明があった。ヒアリングにおいては、特定秘密の指定延長の際の有効期間設定の考え方、情報監視審査会への対応及び不適切な管理事案を防ぐための措置の実施状況等について聴取が行われた。小林国務大臣からは、関係行政機関に対し、立法府に真摯に対応を行うこと及び適切な管理を徹底することについて言及があった。

(イ) 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和4年11月15日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

独立公文書管理監報告¹⁰について

運用基準の規定により、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要について、年1回、内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。報告対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

検証・監察の結果等

○特定秘密の指定

令和3年度中に86件の検証・監察を行い、83件については適正と認め、3件については年度を越えて検証・監察を継続することとした。なお、継続した3件についても、令和4年5月中に全て検証・監察を終了した。

¹⁰ 巻末 参考資料V参照

○特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除

特定秘密の指定の有効期間の延長 267 件及び指定の解除 11 件について適正と認めた。

○特定秘密の記録とその表示

令和 4 年 3 月 23 日に 1 件、防衛省に対し是正を求めた。その後、当該表示を適正に是正した旨の報告を受けている。それ以外の 24 部署による記録とその表示を適正と認めた。

○特定行政文書ファイル等の保存

検証・監察を行った 24 部署による保存を適正と認めた。

○特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

内閣官房 4 件、公安調査庁 4 件及び防衛省 396 件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

○特定行政文書ファイル等にすべきものの存否

検証・監察を行った 12 部署について、保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に保存期間 1 年以上と設定すべきものはないと認めた。

○検証・監察に関する定量的指標

説明聴取、実地調査等の回数は 73 回である。確認した特定秘密を記録する文書等の件数は 3,261 件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ 5,051 件である。

通報¹¹への対応

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

今後も独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

¹¹ 運用基準 V 4 (2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができることとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとされ、特定秘密保護法等に従っていない状況が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

(ウ) 主な質疑及び答弁の概要

(ア)・(イ)の説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問1. 国会報告に掲載されている「対象期間中における指定の理由の点検状況」の「点検結果」欄には、「指定の要件を満たしていることが確認された」としか記載されていない。もっと詳しく書くことはできないのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

(内閣情報調査室)

- ・指定の理由の点検は、特定秘密の指定要件が満たされているかを確認するのが本質であるので、点検結果の記載としてはこれに尽きると考えている。
- ・確認の方法としては、例えば特定秘密文書と指定書を突合して、指定の要件が具備されているか等を確認していくということである。
- ・記載方法や他に記載すべきことがないかについて、引き続き必要があれば各行政機関と検討したい。

問2-1. 認証アーキビスト¹²を活用しているのか。活用していない場合、今後、政府として公文書管理の様々な場面で活用する予定はあるのか。

[令和4年11月15日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

- ・情報保全監察室の検証において、現時点では、認証アーキビストの活用はしていない。
- ・情報保全監察室及び独立公文書管理監が扱う情報自体が、特定秘密等の非常に機微なものであること、事務の性質上、行政実務に精通している必要があること、不正に秘密情報に近づく者がいた場合に適切に対応できる必要があること等を勘案したものである。

¹² 国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を国立公文書館長が認証する制度。

問2-2. 例えば、認証アーキビストの資格保有者を職員として積極的に採用する、あるいは職員に資格を取得させることを奨励する、そういうことも特に考えないのか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・廃棄の判断をするに当たって、歴史公文書等に該当するかについての様々な知見を集積しているところである。知見の集積とその活用を行い、これからも最善の方法を検討していきたい。

問3-1. 国家安全保障会議が指定する特定秘密の件数は、令和元年末が6件、令和2年末が7件、令和3年末が8件とあるが、文書保有件数は全て「0件」となっている。特定秘密を指定しているのに、文書が「0件」なのはなぜか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・国家安全保障会議の指定する特定秘密は、事務局である国家安全保障局でその文書の保管、管理、取扱い等を行っている。そのため、合議体としての国家安全保障会議の文書保有件数は0件となるが、内閣官房において管理されている。

問3-2. ならば初めから、特定秘密の件数を内閣官房で計上した方がよいのではないか。文書の保管だけ別のところであるという整理をしているのはなぜか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・特定秘密について、制度上、指定するのは文書ではなく情報である。特定秘密だと指定した情報とその文書とは、必ずしも（件数が）一致するものではないと考えている。国家安全保障会議については、やや特殊な位置付けではあるが、そのように整理されている。

問3-3. 国家安全保障会議では、出席者が「ここで話した内容は特定秘密である」と合意をするが、後でその内容を証明できる文書がなければ、何が特定秘密なのかが分からないのではないのか。そのような管理の仕方でよいのか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・国家安全保障会議で特定秘密を指定すると、それが表示されている文書自体は、その事務を担当している国家安全保障局によって管理されるという整理になっている。

問3-4. 特定秘密を指定するところと文書を管理するところが別というおかしな現状を見直すべきではないか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(内閣情報調査室)

- ・御指摘は受け止めさせていただく。

問4-1. 特定秘密文書に記載された情報(内容)が外部に漏えいしていないかを判断できるのは、実際に担当部署で特定秘密を取り扱う行政機関の職員である。そうした職員から特定秘密文書の内容についての通報等があったということは聞いたことがないが、どのように考えるか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・独立公文書管理監に宛てた通報は、今のところない。
- ・通報の仕組みとして、例外を除いて、各行政機関に対する通報が先にあり、その後に独立公文書管理監に通報できることとなっている。
- ・独立公文書管理監への通報がないというのは、こうした制度の仕組みが関係するのではないかと考える。

問4-2. 各行政機関は、通報を受けた場合にその内容を独立公文書管理監に報告する義務を有していないのか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・各指定行政機関が通報を受け処理したときには、独立公文書管理監宛てにその報告は受けることになっている。また、通報以外に内部的に問題があるということで各行政機関が対応した場合なども報告を受けている。

問4-3. これまで独立公文書管理監に対して、各行政機関から「特定秘密が漏れた」という報告も、行政機関が対応してくれないという理由で直接行われた通報も、どちらもゼロ件ということか。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・各指定行政機関が通報について処理を行い、それを独立公文書管理監に報告した事例、また独立公文書管理監として直接受けた通報、双方について、これまで1件もない。

問5. 独立公文書管理監が「特定秘密とは指定の対象が文書ではなく情報である」と自ら述べているように、特定秘密文書だけでなく、情報の管理をしっかりやることが大事である。そのような認識を持って業務を行ってほしい。

[令和4年11月15日審査会]

[答弁概要]

(独立公文書管理監)

- ・御指摘は受け止めさせていただく。